

表 面

←----- 12cm ----->	
<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三十 八条第二項の規定による立入検査を行う職員の証</p> <p style="text-align: right;">所属庁 所属庁印</p> <p style="text-align: right;">氏 名 生 年 月 日</p> <p style="text-align: left;">年 年 月 月 日 日 限 交 り 付 有 効</p>	<p style="text-align: center;">写 真 貼 付 面</p>
↑ 8cm ↓	

裏 面

この証票を携帯する者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律により立入検査を行う職権を有するもので、その関係条文は、次のとおりである。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律抜粋

第三十八条 (第一項略)

- 2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その指定検査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 この用紙は、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。